

(様式第3号)

小規模事業場産業医活動助成金(直接健康相談環境整備コース)支給申請チェックリスト 兼 同意書

提出書類	
1	<input type="checkbox"/> 小規模事業場産業医活動助成金支給申請書(直接健康相談環境整備コース)(様式第1号) 次の全ての要件を満たしていることを確認してください。 a 常時50人未満の労働者を使用する事業場であること。 b 労働保険適用事業場であること。 c 産業医又は保健師と労働者が直接健康相談できる仕組みを含めた契約を締結していること。 d 契約した産業医又は保健師と労働者が直接健康相談できる仕組みを労働者へ周知していること。
添付書類	
2	<input type="checkbox"/> 産業医(保健師)との契約書(写) 次の事項が記載されていることを確認してください。 a 産業医(産業保健)活動の内容と契約期間 b 産業医(産業保健)活動に要する費用 c 法人と契約する場合は、産業医(保健師)とした勤務医(勤務保健師)の氏名 d 労働者が産業医(保健師)へ直接健康相談ができる仕組み e 申請事業場名称
3	<input type="checkbox"/> (産業医の場合) 産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類(写) 日医認定産業医証の写しや労働衛生コンサルタント(保健衛生)登録証の写しなどを提出してください。 ※労働衛生コンサルタントの場合は別途医師の資格証明の添付が必要です。
	<input type="checkbox"/> (保健師の場合) 保健師であることを証明する書類(写) 保健師免許の写しを提出してください。
4	<input type="checkbox"/> 労働保険概算・確定保険料申告書等(写) 助成金支給申請の直近の申告書の写しを添付してください。労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険料算定基礎賃金等の報告の写しと労働保険料等納入通知書の写しを添付してください。 ※労働基準監督署等の受付が証明されていることが必要です。 なお、都道府県労働局から労働保険料の猶予が認められている場合は、「納付の猶予(特例)許可通知書」の写しも提出してください。

5	<input type="checkbox"/>	振込先の通帳（写）等（振込先のフリガナ名義、口座番号が確認できるもの）
		金融機関、支店名、口座フリガナ名義、口座番号が確認できる箇所の写しを添付してください。 ※法人の場合は、個人名の口座には振込みできません。
6	<input type="checkbox"/>	労働保険料一括納付に係る証明書【該当事業場のみ】
		労働保険料を本社等が一括納付している場合に提出すること。
7	<input type="checkbox"/>	支給要件確認申立書（様式第2号）
		支給申請書ごとに当様式の提出をしてください。
8	<input type="checkbox"/>	返信用封筒
		長形3号封筒に84円切手を貼付してください。

同意書

- ・ 上記1～8にチェックを入れた内容について、申請内容と相違ないことを確約・同意します。
- ・ 申請内容に不備等があった場合において、貴機構の求めがあるときは、速やかに必要な事項を報告又は説明することを確約します。
- ・ 偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、助成金を返金することに同意します。

令和 年 月 日

所 在 地

名 称

印

代表者（役職・氏名）

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿